求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書

現在の求職活動又は起業準備状況について、次の①～②にチェック・記入してください。

① 求職活動又は起業準備を行っていますか。

□ 求職活動を行っている（複数回答可）

- □ ハローワークに行っている
- □ 求人情報誌や新聞の求人広告等を見ている
- □ インターネットの求人情報サイトを見ている
- □ 知人等の紹介により行っている
- □ その他（　　）

□ 起業準備を行っている。

□ 現在、求職活動又は起業準備は行っていない（預かり保育利用決定後に行う）

② 求職活動または起業準備のためにどの程度の外出をしていますか。

□ 週＿＿＿＿＿回

□ 月＿＿＿＿＿回

□ 外出はしていない

上記の記載内容に相違ありません。

また、私は、子どもが預かり保育（継続）を利用できましたら、預かり保育（継続）を希望する日（退職の場合は、退職日：令和　　年　　月　　日）から90日を経過する日が属する月の末日までに就労し、就労証明書又は就労状況申告書を提出いたします。

なお、この期間（Ａ：令和　　年　　月末）までに就労証明書又は就労状況申告書を提出できず、他の保育を必要とする理由にも該当しない場合は、子育てのための施設等利用給付認定を解除されても異議ありません。

令和　　年　　月　　日

香美市長　宛

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

児童との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【注意】

※子育てのための施設等利用給付認定期間は（Ａ）までです。
ただし、一回に限り（Ａ）から90日を経過する日が属する月の末日まで、再認定することができます。再認定の理由が、求職活動の場合は、ハローワークの「求職カード」等、公的な求職活動を証明できるものを、起業準備の場合は、「計画・進捗を記した書類」を添付して再度この誓約書を提出していただきます。

※求職活動と起業準備の事由で入所した場合、二回目の再認定はありません。
『最初が「起業準備」⇒「求職活動」で再認定』の場合でも二回目の再認定はありません。